

# 掲 載 内 容

## 1 学校保健安全法の概要及び改正の要点

- (1) 学校保健安全法の概要
- (2) 学校保健安全法の趣旨
- (3) 学校保健安全法の要点（学校保健・学校安全に共通する項目）
- (4) 学校保健安全法の要点（学校保健に関する項目）
- (5) 学校保健安全法の要点（学校安全に関する項目）

## 2 学校保健に関する主な留意事項

- (1) 学校保健と保健主事
- (2) 学校における感染症発生の予防と対応
- (3) 様式
  - ・様式1 出席停止報告書
  - ・様式2 インフルエンザ等による臨時休業報告書(速報)(幼稚園用)
  - ・様式3 インフルエンザ等による臨時休業報告書(速報)(小・中・高・特別支援学校用)
  - ・様式4 臨時休業報告書

## 3 学校安全に関する主な留意事項

- (1) 学校保健安全法に関する主な留意事項
- (2) 学校保健安全法
- (3) 安全点検
- (4) 災害安全
- (5) 不審者に対する危機管理体制の例
- (6) 緊急事態発生時の対処，救急及び緊急連絡体制の一例

## 4 学校給食に関する主な留意事項

- (1) 学校給食における食中毒発生（疑い）の対応マニュアル改正について
- (2) 学校における食中毒発生時の連絡体制
- (3) 食中毒発生時における学校及び教育委員会の対応の要点
- (4) 児童生徒の出席停止及び学校の臨時休業について
- (5) ノロウイルス食中毒対策について
- (6) 食中毒発生時の対応 報告書等の様式

## 5 学校保健・学校安全・学校給食に関する指導資料一覧

# 1 学校保健安全法の概要及び改正の要点

## (1) 学校保健安全法の概要

平成20年6月18日に「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」が公布され、平成21年4月1日から施行された。

今回の改正は、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化に鑑み、学校保健及び学校安全に関して、地域の実態や児童生徒の実態を踏まえ、各学校において共通して取り組むべき事項について規定の整備を図り、学校の設置者ならびに国及び地方公共団体の責務を定めたものである。また、併せて学校給食を活用した「食に関する指導」の充実を図る等の措置を講ずるものである。

## (2) 学校保健安全法の趣旨

子どもの心身の健康の保持増進及び安全の確保が喫緊の課題となっている現状に適切に対応し、「安全で安心な学校」を実現するため、「学校保健法」を改正する。

「学校保健法」については、法律の題名を「学校保健安全法」に改め、事故・事件・災害に対応する学校の安全管理に係る規定を整備する。

また、養護教諭その他の職員の相互連携による保健指導、地域の医療機関等との連携など、学校保健に係る規定の充実を図る。

## (3) 学校保健安全法の要点（学校保健・学校安全に共通する項目）

### 国及び地方公共団体の責務（第3条）

学校保健及び学校安全に関する「国及び地方公共団体の責務」を明記している。

## (4) 学校保健安全法の要点（学校保健に関する項目）

### ① 「学校保健計画」の策定と実施（第5条）

これまで学校における保健計画・安全計画は「学校保健安全計画」として一体的に取り扱われてきたが、今回の改正により「学校保健計画」「学校安全計画」をそれぞれ立案することとなった。そして、学校保健計画には、新たに児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととされた。

→「保健主事のための実務ハンドブック」文部科学省(H22.3)参照

### ② 「学校環境衛生基準」の法制化（第6条）

学校環境衛生の基準を学校保健安全法に明確に位置付け、学校における維持管理が確実に実施されるように、文部科学大臣が望ましい基準を定めるよう規定された。

各学校においては、基準に照らして適正な環境の維持に努め、校長は適正を欠く場合は遅滞なく改善に必要な措置をとり、改善措置をとれない場合は、学校の設置者にその旨を申し出るものとされた。

30年度改訂

→「(改訂版)学校環境衛生管理マニュアル」文部科学省(H22.3)参照

### ③ 保健室の役割（第7条）

健康診断・健康相談・救急処置の場としてだけでなく、心の健康への支援など、保健室の重要性が増しており、保健指導が新たに規定された。

→「(改訂版)保健室経営計画作成の手引き」日本学校保健会(H27.2)参照

#### ④ 保健指導の充実（第9条）

学校においては、養護教諭その他の教員による日常的な健康観察等により、児童生徒等の健康状態を把握するとともに、健康上問題のあると認められる児童生徒等への保健指導や、保護者への指導助言を行うことが求められてきている。

→「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」文部科学省（H21.3）参照

#### ⑤ 地域の医療機関等との連携（第10条）

児童生徒等の心身の健康課題を解決するために、救急処置・健康相談・保健指導を行うに当たっては、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関との連携を図ることが求められている。

→「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」文部科学省（H29.3）参照

#### ⑥ 「感染症」の予防（第19条～第21条）

これまで「伝染病」（人から人に感染する疾病の概念）と規定されていた条項について、動物から人へ感染する疾病をも含めた概念である「感染症」に改正された。

→「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省（H30.3）参照

### （5）学校保健安全法の要点（学校安全に関する項目）

#### ① 学校安全に関する学校の設置者の責務（第26条）

学校安全に関する設置者の責務を明記している。

#### ② 学校安全計画の策定等（第27条）

「施設・設備の安全点検」、「児童生徒等に対する学校生活（通学を含む）や日常生活における安全に関する指導」、「教職員の研修」について「学校安全計画」に定め、実施すべき旨を規定している。

→「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（H31.3）参照

→「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（H22.3）参照

#### ③ 学校環境の安全の確保（第28条）

施設・設備に支障がある場合に学校長が行う、「学校環境の安全確保」について規定している。

#### ④ 危険等発生時対処要領の作成等（第29条）

危険発生時に備えて「対処要領（マニュアル）」を各学校において作成すべき旨を規定するとともに、危害が生じた場合における心身の健康回復のための支援措置について規定している。

→「学校の危機管理マニュアル 作成の手引」文部科学省（H30.3）参照

→「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」文部科学省（H26.3）参照

## ⑤ 地域の関係機関等との連携（第30条）

保護者や警察署等の関係機関、地域ボランティア団体等との連携により安全の確保を図る旨を規定している。

## 2 学校保健に関する主な留意事項

### (1) 学校保健と保健主事

学校保健は、「学校における保健教育及び保健管理をいう。」（文部科学省設定法第4条第12号）とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる。そのためにはまず学校教育目標のもとに学校保健目標を定め、学校保健計画を立てて、全ての教育活動を通して学校保健活動を推進していくことが必要である。

保健主事は、学校における保健に関する事項の管理に当たる職員として、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるようにすることが重要である。

#### ① 保健主事の役割

##### 学校教育法施行規則

**第45条** 小学校においては、保健主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4項に規定する保健主事の相当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。
- 3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

\* 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

##### 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を推進するための方策について（平成20年1月17日中央教育審議会答申）

保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

#### ② 学校保健計画の作成

（学校保健計画の策定等）

##### 学校保健安全法

**第5条** 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

##### 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

（平成20年7月9日20文科ス第522号）

学校保健計画について

- 一 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

- 二 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととすること。
- 三 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。

### ③ 学校保健計画の内容

#### ア 保健管理に関する事項

- ・健康観察や保健調査
- ・健康相談
- ・健康診断及び事後措置
- ・感染症の予防
- ・環境衛生検査及び日常における環境衛生
- ・その他必要な事項

#### イ 保健教育に関する事項

- ・体育科・保健体育科の保健に関する指導事項
- ・関連教科における保健に関する指導事項
- ・道徳の時間における保健に関する指導事項
- ・学級活動・ホームルーム活動における保健に関する指導事項
- ・学校行事の健康安全・体育行事等の保健に関する行事
- ・児童会活動・生徒会活動で予想される保健に関する活動
- ・総合的な学習の時間における健康に関する活動内容等
- ・個別の保健指導
- ・その他必要な事項

#### ウ 組織活動に関する事項

- ・学校内における組織活動
- ・学校保健に必要な校内研修
- ・家庭・地域社会との連携
- ・学校保健委員会
- ・その他必要な事項

## (2) 学校における感染症発生の予防と対応

学校における感染症の予防と対応に関しては、「学校保健安全法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行わなければならない。

### ① 出席停止について

#### 学校保健安全法

**第 19 条** 校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

### 学校保健安全法施行令（出席停止の指示）

**第6条** 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

### 学校保健安全法施行令（出席停止の報告）・・・様式①

**第7条** 校長は、前条第1項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

### 学校保健安全法施行規則（感染症の種類）

**第18条** 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MARSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
  - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
  - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

### 学校保健安全法施行規則（出席停止期間の基準）

**第19条** 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
  - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。
  - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで。
  - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
  - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ全身の状態が良好になるまで。
  - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

- へ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
- ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

**学校保健安全法施行規則（出席停止の報告事項）・・・ 様式①**

**第 20 条** 令第 7 条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

**学校保健安全法（臨時休業）・・・ 様式②・③**

**第 20 条** 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

**香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則・・・ 様式④**

- 2 市町教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、県教育委員会に報告しなければならない。（様式④については、各教育事務所まで）
- (3) 学校において学校保健安全法第 20 条又は学校教育法施行規則第 63 条により臨時休業を行ったとき。

\* 県立学校については、報告の必要なし。

**③ 感染症の予防に関する細目**

**学校保健安全法施行規則**

**第 21 条** 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又は感染症にかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第 19 条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

(3) 様式  
出席停止報告書

令和 年 月 日

〇〇市 (町)  
教 育 長 殿

〇〇〇立〇〇〇学校  
校長

感染症による出席停止について (報告)

このことについて、下記の通り報告します。

記

- 1 学校の名称 〇〇立〇〇学校
- 2 出席を停止させた者の理由及び期間、指示した年月日

番 号	学年・組	理 由	期 間	指示した年月日

- 3 その他参考となる事項



# インフルエンザ等による臨時休業報告書(速報)

様式②

令和 年 月 日

(幼稚園用)

幼 稚 園 名	
所 在 地	
園 長 氏 名	
全 園 在 籍 数	人
臨 時 休 業 の 区 分	園閉鎖 ・ 学年閉鎖 ・ 学級閉鎖
対 象 学 年 及 び 在 籍 数	歳児 人 ( 歳児は 学級)
対 象 学 級 及 び 在 籍 数	歳児 組 人 ( 歳児は 学級)
対 象 学 年 ・ 学 級 の 本 日 の 様 子	欠席者数 人 (うちインフルエンザ 人)  登園している者でかぜ症状を訴える者 人
主 な 症 状	該当の症状を○で囲む  発熱(高熱) ・ 咳 ・ のどの痛み ・ その他( )
臨 時 休 業 期 間	/ ( ) ~ / ( ) ( 日間)  〔 臨時休業期間延長の場合 歳児 組 / ( ) ~ / ( ) 臨時休業中 〕
備 考	本日の対応等

※ 臨時休業期間を延長する場合は、すでに報告した期間を [ ] 内に記入すること。

※ 土・日曜日や祝日等が授業日(学校行事等)の場合は、備考にその旨を記入すること。

## インフルエンザ等による臨時休業報告書(速報)

令和 年 月 日

(小・中・高・特別支援学校用)

学 校 名	
所 在 地	
学 校 長 氏 名	
全 校 在 籍 数	人
臨 時 休 業 の 区 分	学校閉鎖 ・ 学年閉鎖 ・ 学級閉鎖
対 象 学 年 及 び 在 籍 数	年 人 ( 年は 学級)
対 象 学 級 及 び 在 籍 数	年 組 人 ( 年は 学級)
対 象 学 年 ・ 学 級 の 本 日 の 様 子	欠席者数 人 (うちインフルエンザ 人) 登校している者でかぜ症状を訴える者 人
主 な 症 状	該当の症状を○で囲む 発熱(高熱) ・ 咳 ・ のどの痛み ・ その他( )
臨 時 休 業 期 間	/ ( ) ~ / ( ) ( 日間) ( 臨時休業期間延長の場合 年 組 / ( ) ~ / ( ) 臨時休業中 )
備 考	本日の対応等

※ 臨時休業期間を延長する場合は、すでに報告した期間を〔 〕内に記入すること。

※ 土・日曜日や祝日等が授業日(学校行事等)の場合は、備考にその旨を記入すること。

# インフルエンザ等による臨時休業報告書(速報)

## 記入例

令和 元 年 2 月 7 日

(小・中・高・特別支援学校用)

学 校 名	〇〇立〇〇学校
所 在 地	〇〇市〇〇町〇番地
学 校 長 氏 名	〇〇 〇〇
全 校 在 籍 数	6 5 0 人
臨 時 休 業 の 区 分	学校閉鎖 ・ 学年閉鎖 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">学級閉鎖</span>
対 象 学 年 及 び 在 籍 数	年 人 ( 年は 学級)
対 象 学 級 及 び 在 籍 数	4 年 2 組 3 5 人 ( 4 年は 3 学級)
対 象 学 年 ・ 学 級 の 本 日 の 様 子	欠席者数 8 人 (うちインフルエンザ 5 人) 登校している者でかぜ症状を訴える者 4 人
主 な 症 状	該当の症状を○で囲む <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">発熱(高熱)</span> ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">咳</span> ・ のどの痛み ・ その他( )
臨 時 休 業 期 間	1 2 / 8 ( 火 ) ~ 1 2 / 1 1 ( 金 )、 1 2 / 1 4 ( 月 ) ( 5 日 間 )  ( 臨時休業期間延長の場合 ) 年 組 / ( ) ~ / ( ) 臨時休業中
備 考	本日の対応等 学校医と相談し、〇〇市教育委員会と協議の上、学級閉鎖を決定。給食終了後、〇時〇分に当該学級児童を下校させた。

※ 臨時休業期間を延長する場合は、すでに報告した期間を〔 〕内に記入すること。

※ 土・日曜日や祝日等が授業日(学校行事等)の場合は、備考にその旨を記入すること。

令和 年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

〇〇教育委員会教育長

印

感染症による臨時休業について（報告）

このことについて、下記の通り報告します。

記

1 学 校 名 〇〇立〇〇学校

2 学校の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

3 発 生 状 況

(1) 病 名 (例) インフルエンザ

(2) 臨時休業指定年月日 令和 年 月 日

(3) 臨時休業の時期 令和 年 月 日 より 日間

(4) 臨時休業実施学級の欠席者及び患者数

学年・組	在籍者数	欠席者数	総患者数	備考

(5) 発 生 の 経 過

〇年〇組 日 患者数 人 日 患者数 人  
日 患者数 人 日 患者数 人

4 臨時休業症状の概要

(例) 高熱（39℃）で、咳がはげしく、のどの痛みを訴える。

### 3 学校安全に関する主な留意事項

#### (1) 学校保健安全法の主な留意事項

##### 【学校安全に関する学校の設置者の責務について（第26条）】

- ① 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- ② 「その設置する学校において」とは、**a**校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、**b**当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。
- ③ 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要がある場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。
- ④ 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについては、学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。
- ⑤ 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。
- ⑥ 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

##### 【学校安全計画について（第27条）】

- ① 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
  - ② 学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講じることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、**a**学校の施設設備の安全点検、**b**児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、**c**教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。
- ア 学校施設設備の安全点検については、校舎等からの転落事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講じることが求められること。なお、学校の施設設備の安全管理を行うにあたっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

イ 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

ウ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

### 【危険等発生時対処要領の作成等について（第29条）】

- ① 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要である。
- ② 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定される。

【平成20年7月9日付け20文科ス第522号通知から抜粋】

## (2) 学校保健安全法（学校安全に関する項目）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

### 第3章 学校安全

#### （学校安全に関する学校の設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生

徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### （学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

#### （危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

#### （地域の関係機関等との連携）

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（平成21年4月1日施行）

### （3） 安全点検

各学校（園）において、幼児児童生徒が安全で安心して生活するための条件の一つとして、「施設・設備」の安全確保が考えられる。

施設・設備の安全を確保するため、「学校保健安全法」及び「学校保健安全法施行規則」には「施設・設備の安全点検」の実施について明記されており、各学校（園）においては、定期及び日常の安全点検を実施する必要がある。

#### ①学校保健安全法

##### （学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

## ②学校保健安全法施行規則

### 第6章 安全点検等

#### (安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

#### (日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則第28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上 など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則第28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする(規則第28条第2項)
日常の安全点検	授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則第29条)

## (4) 災害安全

### ① 災害の種類と対応

#### ア 火災

学校または学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。併せて、消防署へ通報し、可能ならば初期消火を試みる。児童生徒等に対しては、動揺を抑え、安全に避難させる。また、負傷者には応急手当を行う。防火体制としては、例えば、防災本部を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応する。

#### イ 地震、津波

地震は突発的であるため、発生時には児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛び出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教職員は、冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。地震の場合の避難は、震動がおさまった後、校内の防災本部の指示及び避難要領に従って迅速かつ安全に行う。その際、残留者や負傷者について確認する。また、負傷



者には応急手当を行い、医療機関へ連絡する。併せて、二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。

また、津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得るので、特に留意する。

## ウ 風水害や豪雪等及び火山活動

風水害や豪雪、火山活動等の災害発生に対しては、教育委員会からの指示や関係機関との連絡により、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校の時機やその方法を的確に判断する。

また、始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭へ連絡する。

### ② 南海トラフ地震

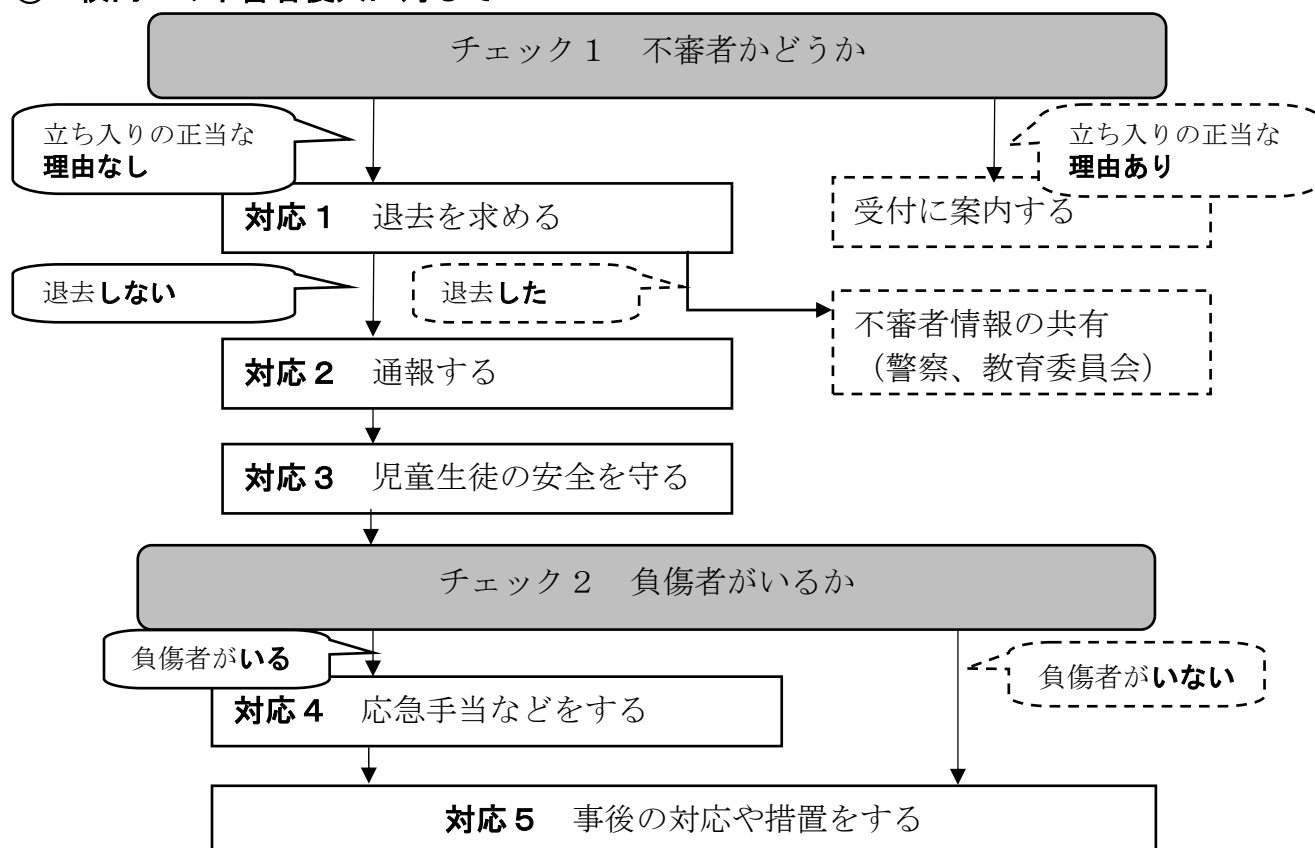
今後30年以内に発生する確率が70～80%に引き上がった南海トラフ地震に対して、早急に準備をする必要がある。激しい揺れから身を守り、遅れてやってくる津波から身を守るためには、防災教育を行い知識として学習しておく必要がある。学習効果を高めるために避難訓練を実施する。

また、地震は学校での活動時だけに発生するのではないので、家族と話し合い、避難場所・避難経路の確認等も合わせて指導する必要がある。

- 「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（H31.3）参照
- 「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（H22.3）参照
- 「防災の手引」香川県教育委員会（H20.3）参照

## (5) 不審者に対する危機管理体制の例

### ① 校内への不審者侵入に対して



## 学校への不審者に対する危機管理体制

(不審者侵入時に即応できる体制づくり)

### 学校

- 学校独自の「危機管理マニュアル」
- 教職員の役割分担の明確化
- 報告・連絡・相談・確認(チェック)体制
- 不審者の早期発見・侵入防止
- 不審者侵入時の対応態勢
- 児童生徒の安全確保
- 設備・機器の整備
- 連絡体制の整備
- 心のケア

### 連携

- 警察との連携
- 消防との連携
- 教育委員会との連携
- PTA、保護者等の連携
- 近接する学校(園)との連携
- 地域との連携
- 医療機関との連携
- 「子どもSOS」依頼先との連携
- その他関係機関との連携

## ② 校外での不審者遭遇に対して

登下校時に児童生徒に対する、連れ去り未遂や声かけ事案が近年問題になっている。そこで、通学路や校区内の危険箇所等を定期的に点検するとともに、危険箇所や注意点を記載した安全マップを児童生徒と確認しながら作成することも必要である。

また、保護者、地域、関係機関等と連携し、通学路等の巡回指導を効果的に行うことや、警察等の協力を得て防犯教室を行い、「知らない人にはついて行かない」「危険を感じたら大声を出す、防犯ベルを使用する」「子どもSOSの活用」なども指導しておく必要がある。

## ③ 登下校時における児童生徒の安全確保について

### ア 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識を得ておくことが求められる。

- ・安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
- ・通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

### イ 登下校時の児童生徒の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間などに関して警察や地域の関係団体等と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。

- ・安全な登下校方策の策定・実施
- ・児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- ・登下校のルートや時間などに関する警察や地域の関係団体等との情報の共有

### ウ 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進

児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせることが必要である。

特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込ま



## 4 学校給食に関する主な留意事項

### (1) 学校給食における食中毒等発生時（疑い）の対応マニュアルについて

#### ① 改正の理由

学校給食法の一部改正（施行期日：平成21年4月1日）が行われ、学校における学校給食の衛生管理を確保するための全国基準の法制化が行われた。本県においては、平成15年3月に「学校給食における食中毒等発生時（疑い）の対応マニュアル」を作成し、学校や共同調理場において食中毒が発生した場合のマニュアルを提示しているところであるが、新たな内容等を受け、学校給食における食中毒の対応について見直しを行うものである。

#### ② 関係法規等及び内容について

##### ア 学校給食法

（学校給食衛生管理基準）

第9条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

○文部科学省告示第64号

学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

文部科学大臣 塩谷 立

#### 学校給食衛生管理基準

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

1 衛生管理体制に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(4) 食中毒の集団発生の際の措置

一 教育委員会等、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止にも努めること。

二 学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。

三 校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内組織等に基づいて学校内外の取組体制を整備すること。

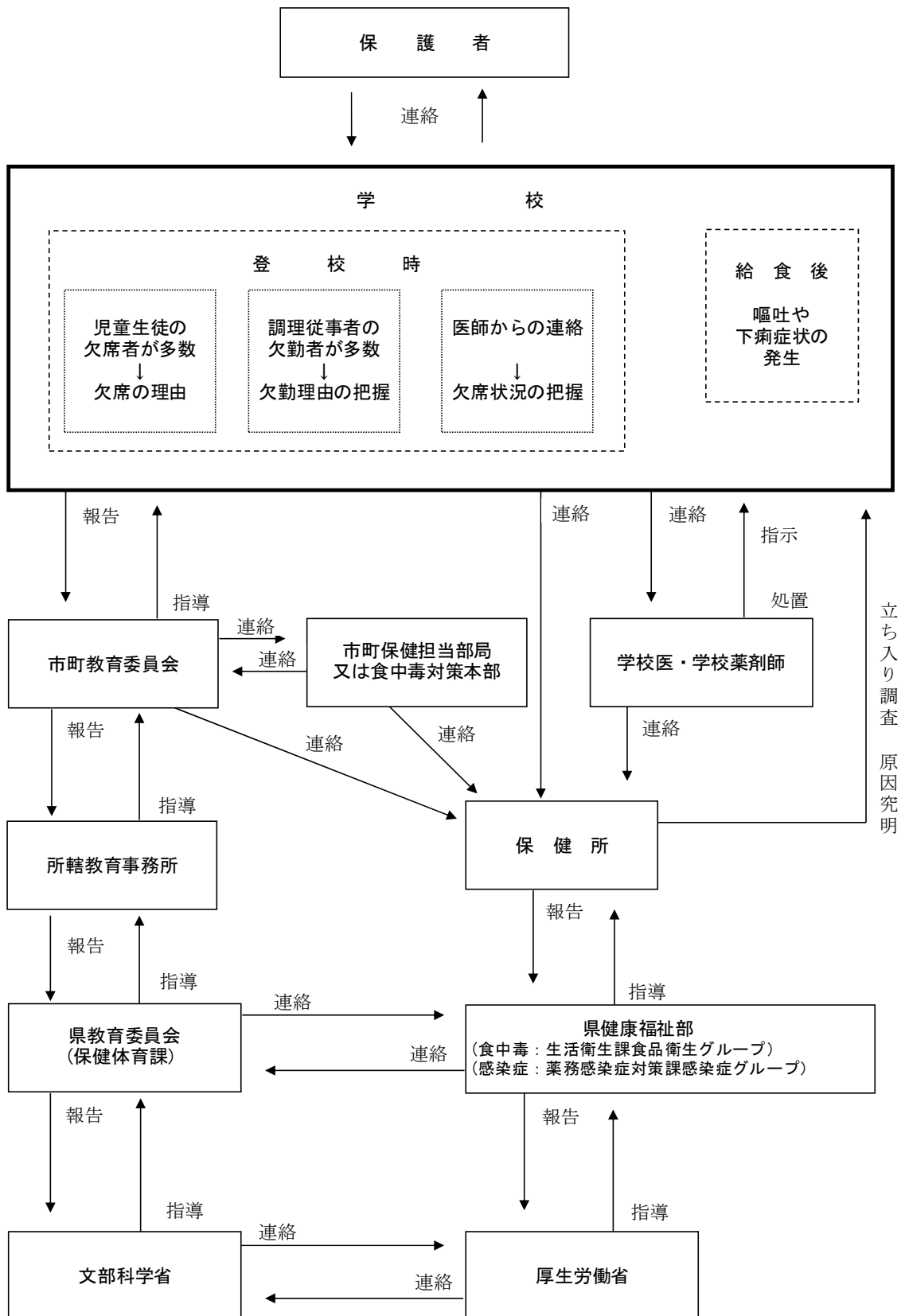
四 保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めること。その際、プライバシー等人権の侵害がないよう配慮すること。

五 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努めること。

#### イ 学校給食衛生管理基準の施行について（通知）

21文科ス第6010号平成21年4月1日付け

## (2) 学校における食中毒発生時の連絡体制



(注意) 県立学校にあっては、直接、保健体育課及び所轄保健所等へ報告すること。

### (3) 食中毒発生における学校及び教育委員会の対応の要点

#### ① 食中毒発生時における学校の対応

食中毒が集団発生したり、あるいはその疑いがあるときは、学校は、速やかに次のような措置を講じなければなりません。

ア 校長は、異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状、腹痛、下痢、発熱、嘔吐が共通に見られるなど、食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医、市町教育委員会（私立学校に当たっては、県教育委員会）、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。学校給食の中止についても保健所等と相談のうえ速やかに判断すること。また、保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生の(疑いがある)事実、児童生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力の依頼などを、学年主任又は学級担任を通じて速やかに連絡すること。

イ 校長は、衛生管理に関する校内組織等に基づいて、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭等の役割を再確認し、校内外の取り組み体制を強固なものにすること。

特に教育委員会、保健所や報道関係には、校長又は教頭が責任を持って対応すること。

ウ 校長は、保健主事に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作ること。

エ 食中毒発生時になされる緊急連絡は、情報がより速やかに伝達されるよう予め編成した連絡網（地域別連絡網など）を用いることが望ましい。その際、学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮すること。

オ 食中毒発生時には、保健所の指示のもとに、全児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を、「健康調査票」、「喫食調査票」等により組織的に把握すること。

また、学校医などの指示のもとに、必要に応じて、欠席者に対し家庭訪問による調査、相談も行うこと。

カ 校長は、献立表、調理作業工程表、作業動線図、検収記録簿、配送記録簿、調理従事者検便結果表、日常点検票、施設・設備等の定期検査記録簿、保存食記録簿、温度記録簿、検食簿、児童生徒の健康観察記録簿(児童生徒の健康観察の結果を記録した表簿)などを準備すること。

キ 校長は、保健所等による立入り検査がある場合には、担当責任者を定めて適切に対応すること。

ク 校長は、教育委員会、保健所、その他の関係機関に対しては、発生状況を定期的に報告し、指示を求めること。教育委員会への報告は、終焉するまで継続的に行うこと。

ケ 校長は、食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を、随時保護者に連絡し、協力を求めること。

コ 校長は、児童生徒に対し、緊急の全校集会などで、次のような事柄につき必要な指導を行うこと。

- a 食中毒の発生状況
- b 食中毒についての正しい知識

- c 手洗いの励行などの健康管理面の注意事項
- d 食中毒に罹患している児童生徒及びその家族等に対し差別偏見によるいじめなど不当な扱いをしないよう指導すること。

食中毒（疑い）発生時に原因究明等のため、文部科学省より提出依頼がある資料

- ① 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告書（「学校給食衛生管理基準 別紙4-1」）
- ② 献立表（使用食品を記載したもの）2週間分
- ③ 学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）
- ④ 調理作業工程表
- ⑤ 作業動線図
- ⑥ 加熱温度記録簿
- ⑦ 給食用物資検収票
- ⑧ 検食簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果
- ⑩ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿
- ⑪ 学校給食日常点検票
- ⑫ 発生の経過を時系列にまとめたもの
- ⑬ 保健所の指示事項
- ⑭ 学校医の指示事項
- ⑮ 調理室の平面図
- ⑯ 保存食記録簿
- ⑰ その他

## ② 食中毒発生時における教育委員会の対応

学校において食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるときは、教育委員会等は、速やかに次のような措置を講じなければなりません。

ア 校長から食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるとの報告を受けたときは、市町教育委員会（私立学校にあつては、県教育委員会）は保健所に通報するとともに県教育委員会に、さらに県教育委員会は文部科学省に速やかに報告するとともに、担当者を学校に派遣するなどして、患者等の発生状況など実態の早急な把握に努めること。 報告は終焉するまで継続的に行うこと。

イ 市町教育委員会は、校長に対して、学校給食の中止など当面の措置について必要な指導を速やかに行うこと。

ウ 市町村教育委員会は、患者等の受入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、食中毒の二次感染の防止などに備え、市町保健担当部局（「食中毒対策本部」が設けられたときは、同本部）との連絡を密にして、保健所、地域医師会（医師医療機関）、学校、教育事務所、県教育委員会等関係機関の連携体制を整えること。

エ 市町教育委員会は、学校に対し保健所等の立入り検査が行われる際には、立ち会うこと。

オ 市町及び県教育委員会は、管下の学校に対して、食中毒の再発や二次感染を防ぎ、いじめなどの不当な取扱いがされないよう、必要な指導を行うこと。



## (4) 児童生徒の出席停止及び学校の臨時休業について

### ① 児童生徒の出席停止について

校長は、学校保健安全法第19条に基づき、食中毒の疑いがあり、又は食中毒のおそれのある児童生徒がいる場合は、その理由、期間を明らかにして出席を停止させることができます。

ア 児童生徒等が激しい腹痛、下痢などの症状を示すときは、学級担任は、養護教諭と連携を取り、できるだけ早く医療機関に受診させ、主治医や学校医等の指示にしたがいます。

イ 受診の結果、児童生徒等が腸管出血性大腸菌感染症などに罹患していることが判明したときは、校長は保健所や主治医、学校医等の意見を聞き、必要な場合、当該児童生徒の出席を停止させることができます。

出席停止の措置をとる場合には、その理由及び期間を明らかにして、児童生徒または幼児にあつてはその保護者、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の生徒にあつては当該生徒に、これを励行するよう適切な指示をします。

具体的な出席停止の期間は、主治医、学校医等の診断にしたがいます。

ウ 出席停止の措置をとった場合は、当該児童生徒等については、指導要録上の出席すべき日数から当該欠席した日数を差し引くことが可能です。また、校長は、出席停止の措置について、書面をもって学校の設置者に報告する必要があります。

### ② 学校の臨時休業について

学校がとれる重要な措置として、出席停止以外に臨時休業があります。

学校保健安全法第20条において、学校の設置者は、必要のあるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができるとされています。

出席停止が、個々の児童生徒等に対して行われる措置であるのに対し、臨時休業は、臨時に学校の全部又は一部の授業を行わないこととする(いわゆる学校閉鎖や学級(学年)閉鎖)ものであって、より強固な措置です。これらの措置をとるに当たっては、その趣旨・意義等を十分踏まえた対応が望まれます。また、いずれの措置を講じる際にも、一般公衆衛生活動との連携が必要であることから、保健所に連絡することとなっています。

なお、どのような場合に臨時休業を行うべきかについては、予め一律に決めておくことは困難であるため、法律では特に定められません。一般的には、欠席率が通常時より急に高くなったとき、又は罹患率が急激に多くなったときは、時期を失することなく措置をとることが必要です。



## (5) ノロウイルス食中毒対策について

### ① 調理従事者に下痢、嘔吐症状等、ノロウイルス感染の疑いがある場合の対応 ア 発症者の衛生管理上の注意点

(学校給食衛生管理基準 第4 衛生管理体制 1 (3))

四 ノロウイルスを原因とする感染症疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。

### イ 学校給食従事者の健康管理

学校給食衛生管理基準の施行について (通知)

(21 文科ス第 6010 号平成 21 年 4 月 1 日付け)

第 4 衛生管理体制に係る衛生管理基準 1. (3) 学校給食従事者の健康管理

(留意事項)

地域の感染症の状況等を勘案し、ノロウイルス等についても、必要に応じて検便を行うこと。

<ノロウイルスの検便検査>

RT-PCR法やリアルタイムPCR法による検査を依頼し、迅速な結果の通知を要請する。

ノロウイルスの検査を受けるときには検出感度について確認を行う。

検査法	感度(／g)
RT-PCR法	>100~1000
リアルタイムPCR法	>100~1万
ELISA法	>100万
電子顕微鏡	>100万

### ウ 調理場の対応

- 学校給食従事者のうち、発症者以外についても、検便（高感度の検便検査）を行い、ノロウイルスが陰性であることが証明されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせるよう努める。
  - 家族も含めた健康観察を行う。※
  - 調理場内を次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
  - 手洗いの徹底と、食品や調理器具に素手で直接触れない等、二次汚染防止を徹底する。
  - 和え物等の献立を変更する。
  - 中心温度の確認等、温度管理を徹底する。
- ※ ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者

## エ 嘔吐や下痢症状等の症状が消失した後の注意事項

症状が消失した後も、10日間程度、長い場合は1か月程度、ウイルスの排出が続くため、下記の防止策を講じる。

- a 調理従事者に対する健康観察及び手洗いを徹底する。
- b 加熱後の食品に直接触れない等、二次汚染防止を徹底する。(当事者については、しばらくの間は、直接食品を取り扱う作業はさせないようにする。)
- c 和え物等の献立を避ける。

## ② 教育委員会の対応

内容	関係法規	記載内容
臨時休業	学校保健安全法 第20条	学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
感染症の発生の状況、動向及び原因の調査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第15条	都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
臨時の健康診断	学校保健安全法 第13条第2項 第15条第2項	学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

## ③ 学校の対応

### ア 臨時休業

- a 臨時休業中における児童生徒等に対する生活指導、学習指導および保健指導を適切に行う。
- b 臨時休業後授業を再開する場合には、児童生徒の欠席状況、罹患状況などを調査し、保健指導を十分に行う。
- c 必要があると認めるときは、さらに臨時休業その他の措置を講ずる。

### イ 立入り調査や健康診断への協力

感染症の発生の状況、動向及び原因の調査等、必要な調査に②の市町教育委員会の対応と同様に行う。

### ウ 調理従事者から検出された場合

- a 調理従事者からノロウイルスが検出された場合、給食の実施についての判断および給食施設・校舎等の消毒の実施などについては、保健所の指導に基づいて慎重に対応を判断する。

- b ノロウイルスに感染した調理従事者に雇用等の不利益が生じないよう配慮する。

## エ 患者への配慮

- a 患者がいたずらに不安を抱くことがないよう配慮するとともに、このことを理由にいじめなどの不当な扱いを受けることがないよう万全を期する。
- b 患者等の人権に十分配慮し、児童生徒・保護者へノロウイルスに関する正しい情報を提供する。

## (6) 食中毒発生時の対応 報告書等の様式

(様式1) 学校（共同調理場）における食中毒等(疑い)の発生状況

(様式2) 学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

(様式3) 食中毒による有症者数報告

(様式4) 有症者の状況

(様式5) 入院者の状況

(様式6) 学校における感染症・食中毒等発生状況報告

(様式7-1) 食中毒連絡体制報告書

(様式1)

学校(共同調理場)における食中毒等(疑い)の発生状況

		都道府県名			
市 町 名		担 当 課			
学校名 (共同調理場名)		電話番号			
食 中 毒 の 発 生 状 況	発 生 日 時	令和 年 月 日( 曜日)( 時 分)			
	発 生 場 所				
	発症児童生徒数	学年	発症数	在籍数	備考
		1年	人	人	
		2年	人	人	
		3年	人	人	
		4年	人	人	
		5年	人	人	
	発症職員数	教職員	人	人	
		従事者 給食	関係教職員※	人	人
調理員			人	人	
主 な 症 状					
保健所への通報の有無	有		無		

※ 関係教職員とは、単独調理場では、栄養教諭等について記載する。  
共同調理場では、所長、栄養教諭等、事務職員等について記載し、その内訳を備考欄に記載する。

(注) 1 食中毒(疑い)の発生直後、すぐに「様式1」にてFAXで報告すること。

2 続いて「様式2」、「様式7-1」をFAXで報告すること。

(様式2)

### 学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所 長 名)				
学校・共同調理場 の 所 在 地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場のみ記入)						
食 中 毒 の 発 生 状 況	発 生 日 時	令和 年 月 日( 曜日)( 時 分)				
	発 生 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備 考
			名	名	名	
	患 者 等 数	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数	名	名	名	
		うち 欠席者数	名	名	名	
		うち 入院者数	名	名	名	
年 月 日 現在	うち 死亡者数	名	名	名		
主 な 症 状						
発 生 原 因  (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちに「様式2」により、FAXで報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。
- 2 教職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
- 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。

(学校給食衛生管理基準 別紙4-1 より)

(様式3)

### 食中毒等による有症者数報告

令和 年 月 日( )

時現在

学校名

学年	在籍数 (喫食者数)			有症者数 (詳細は「様式4」に記載)					有症者のうち欠席者 (詳細は「様式4」に記載)					欠席者のうち入院者 (詳細は「様式5」に記載)					備考
	男	女	計	男	女	計	継続	新規	男	女	計	継続	新規	男	女	計	継続	新規	
第1学年	( )	( )	( )																
第2学年	( )	( )	( )																
第3学年	( )	( )	( )																
第4学年	( )	( )	( )																
第5学年	( )	( )	( )																
第6学年	( )	( )	( )																
計	( )	( )	( )																
教職員	( )	( )	( )																
合計	( )	( )	( )																

1. 毎日、午前8時45分までに「様式3」にて教育委員会に報告
2. 報告後でも、人数に大きな動きがあれば、その都度報告
3. 喫食者数は、該当症状が発生した初日の直近の学校給食等を食した人数を記入  
 県教育委員会保健体育課が、必要に応じて、記入する喫食日等を指示する。  
 (喫食者数は毎日同じ数字が入る。原因日が分かればその日の数になる)

(様式3)

### 記入例 食中毒等による有症者数報告

令和 〇 年 〇 月 〇 日(水)

8:20 時現在

学校名 〇〇町立△△小学校

学年	在籍数 (喫食者数)			有症者数 (詳細は「様式4」に記載)					有症者のうち欠席者 (詳細は「様式4」に記載)					欠席者のうち入院者 (詳細は「様式5」に記載)					備考
	男	女	計	男	女	計	継続	新規	男	女	計	継続	新規	男	女	計	継続	新規	
第1学年	30 (30)	30 (30)	60 (60)	3	2	5	4	1	3	0	3	2	1	1	0	1	1	0	
第2学年	25 (25)	27 (27)	52 (52)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3学年	28 (28)	26 (26)	54 (54)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4学年	30 (28)	31 (31)	61 (59)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第5学年	31 (31)	33 (33)	64 (64)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第6学年	35 (34)	38 (35)	73 (69)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	179 (176)	185 (182)	364 (358)	3	2	5	4	1	3	0	3	2	1	1	0	1	1	0	
教職員	15 (15)	17 (17)	32 (32)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	194 (191)	202 (199)	396 (390)	3	2	5	4	1	3	0	3	2	1	1	0	1	1	0	

1. 毎日、午前8時45分までに「様式3」にて教育委員会に報告
2. 報告後でも、人数に大きな動きがあれば、その都度報告
3. 喫食者数は、該当症状が発生した初日の直近の学校給食等を食した人数を記入  
 県教育委員会保健体育課が、必要に応じて、記入する喫食日等を指示する。  
 (喫食者数は毎日同じ数字が入る。原因日が分かればその日の数になる)

(様式4)

### 有症者の状況

月 日( ) 現在

学校名

番号	氏名	学年	組	性別	発症日	治癒日	医療機関名	症 状 の 経 過									
								日	日	日	日	日	日	日	日		
1					・	・											
2					・	・											
3					・	・											
4					・	・											
5					・	・											
6					・	・											
7					・	・											
8					・	・											
9					・	・											
10					・	・											
11					・	・											
12					・	・											
13					・	・											
14					・	・											
15					・	・											
16					・	・											
17					・	・											
18					・	・											
19					・	・											
20					・	・											

※欠席している児童生徒は、症状の経過欄に欠と記入のうえ、症状を簡潔に記入する。

※教職員は、別業とし、学年欄に年齢を記入する。

(様式4)

### 記入例 有症者の状況

6月 21 日(水) 現在

学校名 ○○町立△△小学校

番号	氏名	学年	組	性別	発症日	治癒日	医療機関名	症 状 の 経 過									
								6月14日	6月15日	6月16日	6月17日	6月18日	6月19日	6月20日	6月21日		
1	A	1	○	男	6・14	6・18	○○病院	欠 発熱・嘔吐	欠 発熱・腹痛	欠 腹痛	腹痛	なし					
2	B	1	○	女	6・14	6・17	××小児科	欠 発熱・腹痛	腹痛	腹痛	なし						
3	C	1	○	男	6・15	6・19	△△診療所		腹痛	欠 発熱・腹痛	欠 発熱	腹痛	なし				
4	D	3	○	女	6・16	6・18				腹痛	腹痛	なし					
5	E	4	○	男	6・14	6・19	□□病院	欠 発熱・腹痛	欠 入院	欠 入院	欠 入院	欠 入院	なし	なし			
6					・	・											
7					・	・											
8					・	・											
9					・	・											
10					・	・											
11					・	・											
12					・	・											
13					・	・											
14					・	・											
15					・	・											
16					・	・											
17					・	・											
18					・	・											
19					・	・											
20					・	・											

別紙(様式5)に記入

※欠席している児童生徒は、症状の経過欄に欠と記入のうえ、症状を簡潔に記入する。

※教職員は、別業とし、学年欄に年齢を記入する。

(様式5)

### 入院者の状況

月 日( ) 現在

学校名

番号	氏名	学年	組	性別	発症日	入院日	退院日	医療機関名	症 状 の 経 過						
									日	日	日	日	日	日	
1					.	.	.								
2					.	.	.								
3					.	.	.								
4					.	.	.								
5					.	.	.								
6					.	.	.								
7					.	.	.								
8					.	.	.								
9					.	.	.								
10					.	.	.								
11					.	.	.								
12					.	.	.								
13					.	.	.								
14					.	.	.								
15					.	.	.								
16					.	.	.								
17					.	.	.								
18					.	.	.								
19					.	.	.								
20					.	.	.								

※教職員は、別葉とし、学年欄に年齢を記入する。

(様式5)

### 記入例 入院者の状況

6月 21日(水) 現在

学校名 ○○町立△△小学校

番号	氏名	学年	組	性別	発症日	入院日	退院日	医療機関名	症 状 の 経 過						
									6月14日	6月15日	6月16日	6月17日	6月18日	6月19日	6月20日
1	E	4	○	男	6・14	6・14	6・19	□□病院	発熱、腹痛	発熱、嘔吐、下痢	発熱、嘔吐、下痢	下痢	下痢	退院	なし
2					.	.	.								
3					.	.	.								
4					.	.	.								
5					.	.	.								
6					.	.	.								
7					.	.	.								
8					.	.	.								
9					.	.	.								
10					.	.	.								
11					.	.	.								
12					.	.	.								
13					.	.	.								
14					.	.	.								
15					.	.	.								
16					.	.	.								
17					.	.	.								
18					.	.	.								
19					.	.	.								
20					.	.	.								

※教職員は、別葉とし、学年欄に年齢を記入する。



(様式6)

### 学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1	学 校 名 ※																		
2	学 校 の 所 在 地 ※																		
3	感 染 症 ・ 食 中 毒 の 発 生 状 況	(1) 病 名 ※																	
		(2) 発 生 年 月 日 ※	令和 年 月 日 ( 曜日 )																
		(3) 終 焉 年 月 日	令和 年 月 日 ( 曜日 )																
		(4) 発 生 の 場 所 ※	令和 年 月 日 ( 曜日 )																
		(5) 患者数・欠席者数 及び死亡者数	区 分	児童生徒数等			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備 考
			学 年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
			第1学年																
			第2学年																
第3学年																			
第4学年																			
第5学年																			
第6学年																			
計																			
(6) 発 生 の 経 緯																			
4	患者及び死亡者発見の 動機																		
5	感染症・食中毒の発生 原因																		
6	感染症・食中毒の感染 経路																		
7	臨床症状の概要																		
8	(1) 学校の処置																		
	(2) 学校の管理機関 の処置																		
	(3) 保健所その他の 関係機関の処置																		
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10	その他の参考となる事 項																		

(注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式2」によりFAXで報告すること。

2 教職員について該当者があつたときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。

3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

(学校給食衛生管理基準 別紙4-2 より)

(様式7-1)

食中毒連絡体制報告書

令和 年 月 日

香川県教育委員会事務局保健体育課長 殿

〇〇市町（学校組合）教育委員会  
教育長 〇 〇 〇 〇

食中毒連絡体制について次のとおり対応します。

- 1 対応者
  
- 2 連絡先  
電 話  
  
F A X  
  
メール
  
- 3 休日連絡先  
  
対応者  
  
電 話  
  
F A X

## 5 学校保健・学校安全・学校給食に関する指導資料一覧

### 1 学校保健における参考資料

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	日本学校保健会	平成20年
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年
学校における薬品管理マニュアル	※日本学校保健会	平成21年
かがわメンタルヘルスネット―養護教諭が行う健康相談補助資料―	香川県教育委員会・香川県学校保健会	平成22年
保健主事のための実務ハンドブック	文部科学省	平成22年
子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―	文部科学省	平成22年
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料<小学校編>	※日本学校保健会	平成22年
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料<中学校編>	※日本学校保健会	平成23年
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	文部科学省	平成23年
学校の管理下における食物アレルギーへの対応 DVD	※日本スポーツ振興センター	平成23年
教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引	文部科学省	平成23年
学校における結核対策マニュアル	文部科学省	平成24年
健康的な学習環境を維持管理するために ―学校における化学物質による健康障害に関する参考資料―	※文部科学省	平成24年
学校保健の課題とその対応―養護教諭の職務等に関する調査結果から―	※日本学校保健会	平成24年
保健主事実践事例集（保健主事のためのマネジメント事例）	※日本学校保健会	平成24年
自信を持って取り組める医薬品の教育（小・中・高等学校での実践事例集）	※日本学校保健会	平成24年
学校検尿のすべて ―平成23年度改訂―	日本学校保健会	平成24年
学校心臓検診の実際 ―平成24年度改訂―	日本学校保健会	平成25年
平成24年度非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書	※文部科学省	平成25年
「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き	文部科学省	平成31年
「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き	文部科学省	令和2年
「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引き	文部科学省	平成27年
学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―	文部科学省	平成26年
子供たちを児童虐待から守るために―養護教諭のための児童虐待対応マニュアル―	日本学校保健会	平成26年
保健室経営計画作成の手引 ―平成26年度改訂―	日本学校保健会	平成27年
薬物乱用防止教室マニュアル ―平成26年度改訂―	日本学校保健会	平成27年
児童生徒等の健康診断マニュアル ―平成27年度改訂―	日本学校保健会	平成27年
現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～	文部科学省	平成29年
学校における水泳プールの保健衛生管理平成28年度改訂	日本学校保健会	平成29年
学校における麻しん対策ガイドライン第二版	※国立感染症研究所感染症情報センター	平成30年
就学時の健康診断マニュアル平成29年度改訂	日本学校保健会	平成30年
学校において予防すべき感染症の解説	日本学校保健会	平成30年
平成28年度調査結果保健室利用状況に関する調査報告書	※日本学校保健会	平成30年
学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践	日本学校保健会	平成30年
教職員のための指導の手引き～UPDATE! エイズ・性感染症～	日本学校保健会	平成30年

### 2 学校安全における参考資料

・学校安全資料DVD 子どもを事件・事故災害から守るためにできることは （小学校教職員研修用）	文部科学省	平成21年
・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成22年
・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開	文部科学省	平成25年
・学校安全資料DVD 生徒を事件・事故災害から守るためにできることは （中学校教職員研修用）	文部科学省	平成22年
・地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集	文部科学省	平成23年
・学校防災マニュアル「地震・津波災害」作成の手引き「その作成について」	文部科学省	平成24年
・生徒の安全な通学のための教育教材DVD「安全な通学を考える」 （中・高等学校用）	文部科学省	平成24年
・安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～（小学生用）	文部科学省	平成25年
・自転車交通安全DVD「事故...それは突然に」	J A 共済	平成25年
・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）	※国土交通省	平成20年
・防災教育教材DVD 津波からにげる	気象庁	平成24年
・防災教育教材DVD 津波に備える	気象庁	平成25年
・学校の地震防災対策マニュアル（例）（暫定版）	香川県教育委員会	平成23年
・防災の手引（改訂版）	香川県教育委員会	平成25年
・南海トラフ地震に関するDVD「地震発生、そのとき・・・」	香川県	平成27年
・みんなで考える香川の防災ブック（小学生用）	香川県	平成27年
・第2次学校安全の推進に関する計画		平成29年
・学校の危機管理マニュアル作成の手引	文部科学省	平成30年
・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成31年

### 3 学校給食指導の充実及び食育の推進のための参考資料

食に関する指導の手引 ―第二次改訂版―	文部科学省	平成31年
食生活学習教材「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」（中学生用）	文部科学省	平成21年
学校給食調理場における手洗ひマニュアル	文部科学省	平成20年
調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I	文部科学省	平成21年
調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II	文部科学省	平成22年
調理場における衛生管理&調理技術マニュアル	文部科学省	平成23年
学校給食調理従事者研修マニュアル	文部科学省	平成24年
学校給食施設・設備の改善事例集	文部科学省	平成25年
小学校用食育教材「たのしい食事つながる食育」	文部科学省	平成28年
栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～	文部科学省	平成29年
学校給食における食中毒防止Q&A	※日本スポーツ振興センター	平成21年
平成24年度 学校における食の安全に関する実態調査報告書	※日本スポーツ振興センター	平成25年
平成25年度 食中毒防止に関する実態調査報告書	※日本スポーツ振興センター	平成26年
学校給食衛生管理基準の解説―学校給食における食中毒防止の手引き―	※日本スポーツ振興センター	平成23年
学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省	平成27年
学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料	文部科学省	平成27年
県立学校学校給食における食物アレルギー対応の手引き	香川県教育委員会	平成27年
食に関する指導資料（小学校編）	香川県教育委員会	平成19年
食に関する指導資料（中学校編）	香川県教育委員会	平成20年
児童生徒の食生活等実態調査のまとめ	香川県教育委員会	令和2年

【注意】「※」のあるものは、各学校に配布した資料ではありません。  
必要がある場合は、関係機関のホームページを閲覧するか、問い合わせるなどしてください。